

レセオンライン請求義務化撤回訴訟原告団ニュース《No.5》

発信：神奈川県保険医協会 TEL：045-453-2411 FAX：045-461-0215

3月4日に国会内集会開催、厚労委員(民主)との懇談へ

保団連は3月4日、「レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟 3・4報告集会」を、衆議院第1議員会館にて開催。当日は医師・歯科医師134名、国会議員40名(うち代理26名)と、多くの参加者で会場は満杯となった。

集会に駆けつけた議員からは、「医師は人を治すことが本分、オンライン義務化は絶対反対」(自見庄三郎氏・参・国)、「財産権の侵害、公共の福祉に反する。第3弾の質問主意書を3月に出す」(辻泰弘氏・参・民)、「社会保障カードは規定路線ではない。オンラインはプライバシー侵害の危険性が高い。国民的議論が不在」(中村哲治氏・参・民)など、多くの議員から義務化に反対する意思表示が行われた。

また、国会内集会前に、笠浩史議員(民主党・神奈川県連会長)と懇談。当日、協会が持参した撤回患者署名の紹介議員になることを快諾、さらに民主党の厚労委員との懇談を要請すると、「場を設定したい」と回答。翌日、笠議員本人から「厚労委員に話をし、義務化反対でまとまっている。3月下旬か4月上旬で懇談したい」と具体的な要請があった。同じく、上田勇議員(公明党)とも懇談したが、義務化撤回に対する理解までは得られなかった。

民主党と懇談を持てるのは、「義務化撤回」に向けて大きな追い風となるのは間違いない。

今後は、3月中旬に横浜地裁への第2次提訴を行う。また大阪協会でも訴訟を行うことを決定し、4月に原告団結成総会が予定されている。

今訴訟の目的は「義務化撤回」！延長では解決されず！

2月27日、自民党医療委員会において、オンライン請求義務化に対する意見が相次ぎ、義務化を5年間延長する案も浮上している。しかし、今訴訟の目的はあくまで「義務化撤回」であり、「義務化延長」ではない。義務化の延長が決定した場合でも、当原告団は「義務化撤回」に向けて裁判を継続することを改めてご確認いただきたい。

今訴訟は、営業の自由侵害、患者のプライバシー権侵害及び医師・歯科医師の人格権侵害、法律による行政の原則違反において違憲性・違法性を問うものであり、これらは「義務化延長」によって解決されるものではない。また今訴訟には、30代や40代の先生方も多く参加されているのである。

是非、先生方も「義務化延長」に惑わされることなく、今後とも継続して「義務化撤回」に対するご支援・ご協力をお願いしたい。

3月中旬に第2次提訴を行います！委任状、お振込みを早急にお願ひします！

横浜地裁への第2次提訴を、3月中旬に行います。訴訟委任状を神奈川県協会もしくは所属の協会へご返送されていない先生は至急ご返送をお願いします。また、収入印紙代の負担をお願いしている先生で振込み(1万3千円)がお済でない場合は、至急お振込みをお願い致します(先生によってはお振込みをお願いしていない場合もあります)。なお、ご対応いただいた先生は、神奈川県協会までご一報いただけると幸いです(電話：045-453-2411 FAX：045-461-0215)。